

第3回湖南省政治倫理審査会会議録

【開催年月日】 令和4年2月21日（月）午前9時30分から午後10時45分まで

【開催場所】 湖南省役所東庁舎3階大会議室

【出席者】 （委員）林善彦、古川麻里恵、真山達志、山本善通、八幡知行
（事務局）総務部次長西田、総務課長藤木、総務課課長補佐三牧、
総務課主幹中村、総務課主査川瀬

【傍聴者】 （報道関係者）5人
（一般）3人

【会議の概要】

1. 開会

2. 議事

(1) 審査会の運営について

○ 会議の公開・非公開について

湖南省政治倫理条例第6条第7項の規定により、原則どおり公開とする。公開で議論するため、個人名等プライバシーに係るような部分の発言については配慮すること。

○ 傍聴の取扱いについて

湖南省政治倫理条例施行規則第5条第8項の規定により、湖南省議会傍聴規則の例による（公開の部分について）。

報道機関等からカメラの持込み、撮影の申し出があったので、湖南省議会傍聴規則第13条ただし書きの規定により、これを許可した。

(2) 審査結果請求に係る政治倫理基準違反行為の存否について

○ 湖議第221号-森淳議員に係る審査請求

【主な意見】

（委員） 前回本人からの聴取をし、その他これまで提出されている資料等で検討を進め、事実関係等については一定程度理解が進んだかと思う。それを踏まえて、森議員に關しては、できれば本日、審査会としての考え方をまとめる方向で議論を進めたい。

（委員） 結論的に言えば、問題はなかったと考えている。確かに、「私が筆を執った」というようなところにいささか問題はなかったというわけではないと思うが、森淳議員が言っていたように、この文章というのはよくありふれた、一般的な枕詞として「私が筆を執るほど信頼を置いて推薦した人物なんだ」という評価的な側面が非常に強いものだと思う。それほど深い信頼があったということについては、「わかった、わかった、任せるから」という発言、市長のホームページ等のコメントからしても、それだけ深い信頼があったということは間違いなさそうである。そうだとすると、この点について、市民、有権者に対して誤った判断をさせてしまうような

ことはないかと考えるので、この点について政治倫理として問題があるというようなことまではいえないのではないかと思います。

(委員) 事実関係については、この前説明があったように、問題ないかと思っている。法律上違反があるのかということについても、市長も全部一任しているということを行っているので、その辺をクリアしているのではないかと思っている。ただ、推薦文という文章を自分が起案することも駄目だという考えの人も当然いると思うし、自分が起案して自分のチラシに載せるということ自体が道義的に許されないということを行う人もいるとは思うが、私自身としては、起案するのはいいのかなと思う。

(委員) なりすましということについては、それには該当しないと思っている。ただ、もともと制度自体が二元代表制であるので、市長メッセージの「先頭に立って尽力した」とかこのようなメッセージは、議会としては監視する立場もあるので、有権者にとっては違和感のある人もあるのではという気はする。これは個人的な見解で、今の判断とは関係ないが。

(委員) 基本的な事実認識として、いわゆる指摘されているようななりすまし行為というものには該当しないだろうと。つまり、市長との間で推薦をするという了解が取られていて、なおかつ森議員が書いた文面については市長に事前に見せて了解を取るという手順を踏んでいるので、市長側がしっかりと確認したかどうかはさておき、森議員としてはその手順を踏んでいるので、いわゆる、本人が知らないうちに勝手に文章を変えて公表したというような、そういう意味でのなりすまし行為はなかったという事実が確認できた。そういう意味で、確かに本人が書いていないにもかかわらず、「筆を執った」というような、そういう表現を書くことは、ある意味虚偽かもしれないが、十分なプロセスの中では、本人の確認を取る努力もしているので、いわゆる、有権者を欺くとか、有権者の判断を誤らせるような結果に繋がるような行為ではなかったということからすると、広い意味での道義的、倫理的な問題はあるかもしれないが、この条例によるところの政治倫理基準に違反しているというものには該当しないと考えることができるという判断でよいか。

(委員) この審査会の判断としてはそれでいいかと思うが、審査会としてこれは政治倫理基準に抵触しないという結論だけが独り歩きすると、本人以外が書いて署名だけがついていればいいということはこの審査会として認めてしまったかのような誤解が生じるのも問題かと思う。今回のケースについては、いろんな経緯や事情を見ると、基準に反するということには当たらないというもので、これはあくまでも今回のケースであって、一般論として本人が書いていないものを、さも本人が書いたかのようにして公表する、いくら確認を取るとしても、特に選挙のような非常に重要な場面においてそういうことをやること自体を推奨したり認めたりするものではないというような趣旨を報告書の中にぜひ盛り込んでおきたい。つまり、審査会

としてそういうことを別にやっても構わないというような、そういう了解をしたわけではないという趣旨は、明確に入れておけばいいかと思う。

(委員) 結論としては、政治倫理基準に違反してはいないという結論で、その理由については、しっかりと事実経緯などを踏まえて判断したことを説明した上で、補足的に、一般論として代筆するとかそういったことを認めるとか、当然のことということ承認したわけではないというようなことを報告書の中には盛り込んでおきたいと思う。

報告書の取りまとめ方等については、湖南省としては政治倫理審査会で審査するのは初めてのケースで、報告書の書式や内容、書きぶりについて前例はないので、他市の例などを参考にまとめていくということになると思う。今のような趣旨を取りまとめて、また委員の皆さんで検討して、足りない部分とか、書き換える部分など指摘してもらいながら完成させたい。

○ 湖議第 222 号-大島正秀議員に係る審査請求

【主な意見】

(委員) 前回の聴取に加え、その聴取内容を裏付けたり、関連する事実関係の判断をするために追加で資料を集めたが、判断に必要な、重要な部分というのはさほどないような感じで、この審査会で判断に使えるいい資料というのがあまりないような感じだと思う。

(委員) この議論の進め方について、追加で誰かから事情聴取するという話になるのであれば、従前と同じく、非公開で議論した方がよい。

(委員) 前回の審査会において、請求されている内容の葡萄を渡すという行為以外について話が及んでいたと思うが、今回の審理対象については、この葡萄を渡した行為だけが問題として請求されているので、その部分に特化して判断すべきで、それ以外のことについての調査を積極的にしていくべきではないと思っている。というのも、湖南省政治倫理条例施行規則第 6 条第 2 項に、審査会の委員が調査請求をしようとするときは委員を辞するものとするとする。自ら請求した人が審議するのはおかしいということで、請求者と審理者というのを分けておきなさいということ。そうすると、我々が何かを発見して、自ら調査するということになる、請求者と審理者が一緒になってしまうので、何かを意図的に発見して、調査するというふうに進んでいくべきではない考えている。

(委員) 確かに、前回の審議の中で、葡萄を配ったことを超えたいろいろな事実について注目した部分もあったかと思う。確かにそれ自体は、今回審査請求に係る直接の問題ではないと思うので、それを調べるとか、それを前提に何か議論するということは避けた方がいいと思う。葡萄を配ったということについて、葡萄の持っている性格、どういう性質の位置付けの葡萄なのかということと、配った相手方の人が、この葡萄の生産等について、どういう関わりをしていたのかということが、判断にと

って必要なかと思うが、その間に、補助金、交付金等を受けてそれがどう使われたかということが、直接この議論に必要なものを除くと、今回の審議には性格の違う別次元の話になってしまうのかなと思う。そこにあまり踏み込んで議論したり調べたりするということは必要ない、するべきではないかと思う。その上で、前回、大島議員の発言からすると、葡萄の生産に協力してもらった人に味見をしてもらうために渡したという、そういう主張が基本になっていたかと思うが、追加資料等を見て、そういう主張が合理的に裏付けられるのかどうか、そのあたりが一つポイントになってくる。

(委員) 葡萄とファームかがやきとの関連性がもう一つよく分からなかったのは事実である。ただ、葡萄を作るのを手伝ってもらって、その収穫の時期にできた葡萄を皆さんに配付するというのは、ファームかがやきじゃなく、まちづくり協議会ができたから試食してもらおうという行為を、本来はそこに協議とかがあるのかと思っていましたが、その辺のところは全くない。あくまで大島議員独自の判断で配付しているので、これはいかがなものか。まちづくり協議会は関係ないのかなと思っている。

(委員) 葡萄がまちづくり協議会の活動の中で生産され、それがまちづくり協議会のメンバーに渡っている限りにおいてはその中での話であるが、そういうふうに取り取れない。ファームかがやきというのは事実上個人農園のような位置付けにしか見えてこない。まちづくり協議会は、確かに梅の生産はかなり活発にやっているが、葡萄は今後どうなるかなぐらいの感じで、まちづくり協議会の活動の範疇に入ってるものだというふうには読み取れなかった。

(委員) まちづくり協議会とは別に、個人でファームかがやきを運営していて、できた葡萄について試食というかたちで配ったと判断した。先立っての大島議員の発言で、初めてできた品物ということで、初めてというのが結構出てきた。令和3年に出てくるが、その前の年にもやはり17万円の売上げがあり、収穫しているということを発表しているが、とすると、もう令和2年には葡萄はできていたわけで、もし試食というかたちなら、本来令和2年にしてもらうべきかと思う。もともと試食であるから、そんなにできていない、完成品ではないかもしれないが、それがそもそも試食であると思う。このときも、1,000円で売れた、10粒で300円としかしているので、本来は、令和2年に試食してもらっていたということで、そうすると、令和3年から始めたということになると、もう完全な商品ということになるので、試食というかたちで提供された人も、違う意味での疑念を持つ人も出てきたかもしれない。

(委員) 大島議員とまちづくり協議会における葡萄の生産との関わりという観点で、協議会における役割で、平成29年の段階では確かに地産地消部会長をしていて、梅や野菜、場合によっては葡萄も含めて関わりがあるのかという気もするが、平成30年度以降は、交通安全推進部会長はしているが、この地産地消あるいは果樹の生産加工等は直接関わっていないというのは、役職上はそういうことが読み取れるかと思

う。それと、このファームかがやきが、まちづくり協議会との関係でどういう位置付けなのかというのが、明確に資料から読み取れないが、その活動の中には実はあまり登場してこない。実際に交付金を使って作業台やシンク、食品乾燥機を設置しているのがファームかがやきであるが、本来はファームかがやき以外のところに設置しようと思っていたが、いろんな事情で設置できなかったのもので、最終的にやむを得ずそこに設置させてもらったというような、そんな経緯もあるので、ファームかがやきがまちづくり協議会の中心的な存在で、そこを拠点に活動が行われていたというかたちでもないように思う。そういうことも含めると、そこで生産された葡萄は、まちづくり協議会の活動成果というよりは、あくまでもファームかがやきの生産物である。

(委員) 一級、二級のいい葡萄は販売する、その下のランクはまち協に寄附して6次産業で加工してやりたいという枠組みでやっているということだったと思うが、それがまだ機能していないというようなところである。議員の構想としてはそういうかたちというのが前回の話かと思う。

(委員) 顛末書の資料が、ファームかがやきとまちづくり協議会との接点をうまくまとめているのではないかと思う。ファームかがやきの施設を利用して、まちづくり協議会が食品の乾燥をしたり、葡萄の加工をしたりしているが、ファームかがやきの葡萄栽培の最初からまちづくり協議会が関与してたというようなことがあまり見受けられないことを考えると、葡萄の生産については、まちづくり協議会はあまりタッチしていなかったのではないか。

(委員) まちづくり協議会がしている事業は、梅である。梅については収益があがっている。葡萄については、一切まち協の事業にあがっていないので、葡萄園の方は個人的経営だと認識している。

(委員) ファームかがやきには大島議員ともう一人共同経営者がいるが、いずれにしても大島議員が中心になって経営している個人的な農場、農園という性格が強いとなると、そこでできた葡萄を配るということが、これはやはり寄附行為と見られても仕方がないということになってくるので、そのあたりの判断がポイントになってくる。やはり、ファームかがやきがまちづくり協議会の活動の一環として葡萄を生産しているというのはなかなか認め難い。

(委員) 個人経営の農園だと自認していて、葡萄の生産というところについて報告書等にも記載されていないというところからしても、まちづくり協議会が生産に関わっているといたるところまでは見えない。問題があるというふうに考えざるを得ない。いろんな趣旨があったと、試食の趣旨等も言っておられるが、お礼の意味を込めてというような発言もかなり多く出てきた。単なる何らかの対価というものではなく、それに上乘せされたものが加わっており、受け取った側にとっても、感謝の趣旨が上乘せされたものを受け取っているということになるから、やはりそれは問題にな

ろうかと思う。そうすると、これほどご本人が一定不利益なことも自認しているのであれば、追加聴取が必要なのかという点については、要らないのではないかと思う。ただ、その程度問題として受け取られた場合についても、より詳しく見ていく方がよいという皆さんのご意見であれば、それも有り得るのかなと思う。

(委員) 葡萄の持っている意味合いとしては、まちづくり協議会の活動成果でそれをまちづくり協議会として単に配布したというよりは、ファームかがやきという個人農園の生産物である葡萄を大島議員が各個人に対して配ったというような性格になっているのではないかというところ。そうだとすると、これはやはり一般的な物による寄附ということになるので、公職選挙法違反の疑いのある行為だと、ただここは司法判断するところではないので、そのこと自体を議論する必要はないと思うが、それにも該当するような行為と認めるわけなので、当然、政治倫理基準に違反する可能性は極めて高いということになる。そういう判断をするにはやはり慎重な判断が必要になると思うので、例えば、大島議員の聴取の際の発言によると、味見をしてくれというようなかたちで配ったと言われているが、それが事実なのかどうなのかの確認とか、受け取った側が純粋にこれはまちづくり協議会の活動の結果で、それを大島議員が持ってきただけだというふうに思っていたのかどうかというような、受け取った側の認識までも一応確認した方がいいか。

(委員) 例えば自分の田舎から林檎が送ってきて、それを近所にお裾分けですと配ったら、これも公職選挙法違反になるのか。

(委員) 気持ちとしては、近所の付き合いだから問題ないのではないかというのが一般市民の感覚だと思うが、一般的な気持ちとしてはこれぐらい大丈夫だろうと思われるようなところであっても、公職選挙法としては寄附として禁止行為に当たる。

(委員) ただそういうことをすると、市議の皆さんは、とにかく目くじら立てて、ギスギスと、善意でやっても少なくとも配ったという事実があれば、公職選挙法違反になるという、訴訟というのか分からないが、訴訟だらけになる可能性がある。例えば、我々のこういう審査会に請求がたくさん出てくる。そういうことは、この湖南市にとって非常に有益かつ楽しいというか、いい街だというふうに思うかどうかというところが、非常に危惧するところ。そういう解釈が全てとしていいのかということ。法的にというのは分かるが、我々の審査会として、法律に違反している、だからアウトだということを言い切れるかということは議論する必要があると思う。

(委員) 公職選挙法に違反していて、警察が捜査する或いは起訴されるというようなことになったら、この審査会以前に法律違反ということなので、むしろ、政治倫理審査会は法律に違反しない範囲であっても倫理基準に違反ということはあるので、どちらかというところの方がむしろ範囲は広いと思う。今回のこの件が、仮に大島議員が公職選挙法違反の疑いがあるということで、法上の何か捜査や起訴等になったということになるかならないかはともかくとして、そのこととこの審査会で政

政治倫理基準に違反しているかどうかの判断というのは連動していないと考える。その上で政治倫理基準って何かとなったときに、伝統的な文化の中でお世話になった人とか近所づき合いの中で、金品を贈ったりもらったりするということは確かにある。だから、それを全部一律駄目にするのがどうなのかという考え方もあるが、公職選挙法ではそれを禁止しているのだから、やはり選挙に出る、或いはすでに選挙で当選しているというような公職者は法律に従って行動するということが求められている。少しぐらいいいじゃないかということを使い始めたら法律の存在意義がなくなってしまう。そういう意味からすると、遵法精神、或いは法律に基づいて厳格に慎重に行動すべきということは、議員という職責からすれば、やはり政治倫理として求められていることなのかと思う。従って、直ちに法律によって処罰されることがないとしても、倫理上問題があるのではないかという判断が、むしろ成り立ち得るのかなという気がする。それでギスギスするとかいうそういうことはあるのかもしれないが、逆に曖昧なことでこの場合はいいけどこれは駄目とか曖昧な線を引いてしまうと、かえってそこでセーフアウトで、むしろそれがギスギスするのかなという気もするので、やはり一律にやるしかない。

(委員) 物を渡し合ったり、お世話になった人にお礼をするというのがむしろ推奨されるべきことであろうと思う。ただ一方で、今回は議員であって、もちろん、立候補の時には注意事項として寄附のことについても案内しているということで、他の人は注意していると思う。一般市民が物を渡すこと自体もちろん問題ないわけで、それが今回の件のように、物を渡したことについて問題視したからと言って、他の議員も同じようにやっているんじゃないかということにはならないのではないかと思う。各議員は自分を律していると思うので、そこまでのことにはならないのではないかと思う。

(委員) 趣旨的にはもちろん分かる。曖昧にすると、林檎1個はいいけど3個は駄目みたいな話は絶対無理な話だということは分かるので、基準があれば、それに従ってやるべきだということについては、その通りだと思う。やはり敵対関係というのは必ずある、いろんな意味で。そうすると、そのような根掘り葉掘りが、ちょっと近所からもらったら誰がもらったとか、このようなことでやられること自体が非常に危惧される。市民からすると、その小さいことで目くじら立てず、もっと大きな意味で湖南市の発展のために考えましよう。基本的にはそういった方向で解決して欲しい。

(委員) 湖南市のために頑張っているんだからちょっとぐらいいいじゃないかということは、やはりもう政治倫理の基本を骨抜きにしてしまうと思う。それから今回は市議会議員選挙に関わる話であるが、公職選挙法は国会議員を含め全ての公職の選挙について適用されるものなので、湖南市民がそれでよくてもというわけにもいかない。やはりここは法律に従って行動するということが、湖南市市議会議員、その

選挙に出る人に求められている、ある意味最低限の基準なんだと思う。その上で、湖南省のために、いろいろと尽力していただくということになるのだろうと思うので、他の市議会議員については少なくともそういう問題は今知る限りでは出てないわけで、選挙管理委員会からの説明も受けているはずなので、にもかかわらずやるということは、仮に悪意や何か行為がなかったとしても、それは注意が十分できていなかったという点で選挙に出る人としては問題あるのかなという気はする。

(委員) もらった人に来てもらって話を聞くという提案だが、もらった側にとっては大島議員が何の意図でこれを持ってきてくれたかというのは当然大島議員が真意を話さないと、あくまで推測でしかない。大島議員の真意を知るのは難しい。

むしろ、まち協の事業担当のカトレア部会の人には、葡萄の栽培をやったなということも聴きたいと思う。

(委員) 葡萄を受け取った人の認識を聴いても、それは個人的認識に過ぎないので、あまり意味がないということ。

(委員) もらった人1人だけに聴いても、それは全員の思いとは違うと思うので、難しさがある。なおかつ、そのお金を返した人が何人かいるので、その人の思い、考え方、受け取った感じと、お金を払わなかった人とも違うと思うので、1人だけ聴くとなると、その人の受け取りが答えになってしまうと違うかと思う。

(委員) まちづくり協議会の人に話を聴くということは、実態解明上は非常に有意義だと思うが、お願いする人も非常に微妙な立場になって話しにくいだろうという点では、気の毒だという気はする。この場に来てというのは、難しいという気もする。資料等で分かりづらい部分というか、完全に明らかにならない部分があるのは事実であるが。

(委員) まちづくり協議会の活動が、特にその葡萄の生産とまちづくり協議会の関係が現在の資料だけでは不十分ということであれば、もう少し調べるということもあり得るが、今のところで大体判断を誤ることはないということであれば、このくらいで留めたい。

(委員) 本人の主張では、葡萄はあくまでもまちづくり協議会として作っているもので、それは、製品化できるレベルのものができたので、まちづくり協議会として配っているかのような説明だったが、実態を聴いてみると、葡萄の生産はファームかがやきという個人的な農園で生産された物で、その作物を商品というようなかたちの包装で各対象者に配布されたということなので、基本認識としては、まちづくり協議会の活動の一環というふうには認められないということではよいか。ということは、つまり大島議員は個人的に葡萄を配ったということが事実になるので、そうだとすると、それは、その量や性格とかそういうことはもう関わりなしに公職選挙法が禁止している寄附行為に該当するおそれが強いと。その法律に違反しているかどうかはこの審査会の判断の対象ではないが、そういう行為をしたと。おそれのある行為

をしているということは、条例にいう政治倫理基準に違反するというような概要になる。

(委員) 今のようなまとめ方の基本で異議がないようであれば、それをベースにちゃんと文言化すると過不足が出たりするかと思うので、それを慎重に検討して最終的な報告書を完成させるという手順になる。とりあえず、報告書の原案を作成して、これは事務局と会長でたたき台のようなものを作成するので、それを元に委員の皆さんで内容についての確認をして、最終、報告書にしたいと思う。素案が完成次第一度目を通してもらって、それを踏まえて、次回審査会で内容の議論をする。

(委員) 両案件について、本審査会としての基本的な考え方というのを本日出席の委員全員の一致で了承を得たので、それに基づき、報告書の原案を作成する。作成ができ上がり次第一度各委員は目を通して、事前に検討した上で、次回審査会において正式に確認決定をしていく。

3. その他

次回日程について、3月23日水曜日午後2時からとする。

4. 閉会